

「つくばスタイル」及び「つくばスタイルコミュニケーション・マーク」 使用規程の制定について

つくばスタイル協議会

1. 背景及び趣旨

つくばスタイルとは、“充実した都市機能”、“豊かな自然”、“科学のまちならではの知的な環境”をともに享受しながら自分の希望に合わせて住み、働き、学び、遊ぶ、茨城県内のつくばエクスプレス沿線地域ならではの魅力あるライフスタイルをいいます。

つくばスタイルは、地域の魅力を広く分かりやすくPRするため、茨城県とUR都市機構が中心となり創出した言葉です（商標登録第5089912号）。ムック誌『つくばスタイル』の発行やPRイベントの開催、また平成19年からは県・機構・地元3市で設立したつくばスタイル協議会を中心に、地域の方々と連携しながらPR活動を行ってまいりました。これまでに、多くの皆様につくばスタイルへのご理解、ご支援をいただいております、心より感謝申し上げます。

この度、協議会では、地域を訪れる方、地域にお住まいの方、地域で働く方などをつなぐシンボルとして、「つくばスタイルコミュニケーション・マーク」を制定しました（商標登録出願中）。あわせて、つくばスタイルをますます魅力あるものにしながら、皆様に心地よくご使用いただくため、「つくばスタイル」の名称及び「つくばスタイルコミュニケーション・マーク」の使用規程を定めました。

これまで同様、またこれまで以上に、つくばスタイルの趣旨に賛同する多くの皆様にご使用いただき、皆様に愛されるつくばスタイルが育っていくことを期待しています。

2. 使用方法等

つくばスタイルの趣旨に賛同する方は、「つくばスタイル」及び「つくばスタイルコミュニケーション・マーク」使用規程に基づき、「つくばスタイル」及び「つくばスタイルコミュニケーション・マーク」を使用することができます。詳細は、【「つくばスタイル」及び「つくばスタイルコミュニケーション・マーク」使用規程】をご覧ください。

- 使用しようとする場合は、事前に使用承認申請書を協議会事務局<UR都市機構茨城地域支社住所：つくば市竹園 1-2-1 電話：029-852-2056>に提出して下さい。 ※提出の際は、事前に電話で連絡してください。
- 協議会が承認する場合は、使用承認証を発行するとともに、協議会が別に定める【つくばスタイルコミュニケーション・マークデザインマニュアル】及びデータ（CD）を提供します。 ※申請書提出後、承認証発行までは、2週間程度かかります。
- 必ず、使用規程及びデザインマニュアルに従って使用してください。
- 使用期間は、承認を受けた年度内です。 ※年度ごとに再申請の上、更新可能の予定です。
- 使用料は当面の間、無料です。
- 実施後は、速やかに完成見本（写真でも可）を協議会事務局に提出して下さい。
- 承認を受けた団体等には、つくばスタイル協議会から、各種情報提供や、協議会事業へのご協力依頼等をする場合があります。また、承認を受けた団体等の名称・使用内容を公開する場合がありますのでご了承下さい。

【お問合せ】つくばスタイル協議会事務局

○茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課

電話 029-301-2798 FAX 029-301-2699

○UR都市機構茨城地域支社 ニュータウン業務部 事業調整第2チーム

←申請書提出先

電話 029-852-2056 FAX 029-859-1477

※提出の際は、事前に連絡して下さい